

# かいごほけん 介護保険について

こうべしかいごほけんか  
神戸市介護保険課

## ○ 65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、ご本人やご家族の所得などに応じて決まります。

2024年度～2026年度の1人あたりの年間保険料

状況	年間保険料
①本人が生活保護を受けている場合	18,556円 (月平均1,547円)
②本人が老齢福祉年金を受け取っており、かつ、その世帯全員に市民税が課されていない場合	34,348円 (月平均2,863円)
③世帯全員に市民税が課されていない場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が80万円以下である場合	53,693円 (月平均4,475円)
世帯全員に市民税が課されていない場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が80万円を超えて120万円以下である場合	71,064円 (月平均5,922円)
本人には市民税が課されていないが、その世帯に市民税が課されている方がいる場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が80万円を超える場合	78,960円 (月平均6,580円)
本人に市民税が課されている場合	本人の所得に応じて 90,804円～225,036円 (月平均7,567円～18,753円)

※合計所得金額とは、収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)を差し引いた額になります。

## ○ 40歳～64歳の方の介護保険料

加入している医療保険の保険料に含めて納めていただくことになっています。  
(医療保険者ごとに算出した計算方法で保険料を決定)

○介護保険で利用できるサービスには、主に次のようなものがあります。

## 在宅サービス

### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問して、入浴・排せつなどの身体介護や調理、洗たく・掃除・ごみだしなどの生活援助を行います。



### 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練（リハビリ）などを受けます。



### 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設などに通い、専門家による機能回復訓練（リハビリ）などを受けます。



### 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護や日常生活の世話を受けます。



### 短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設などに短期間入所し、介護や必要な機能訓練（リハビリ）を受けます。



### 福祉用具貸与

車いす、電動ベッド、歩行器などの福祉用具の貸し出しを行います。



※要介護認定で軽度と判定された場合については、利用できない用具があります。

### 住宅改修費の支給

自宅の手すりの取り付けや段差をなくすなどの費用の一部を支給します。（改修費の上限は20万円で、その範囲内でかかった費用の9割分（一定以上所得者は8割又は7割分）を支給します。）



### 施設サービス（※介護老人保健施設・介護医療院は、「要介護1～5」と認定された方、特別養護老人ホームは、原則「要介護3～5」の方が対象となります。）

在宅での生活が困難な方が、「特別養護老人ホーム」などの介護保険施設に入所して、必要なサービスを受けます。

・介護保険施設への入所を希望する場合は、「えがおの窓口」のケアマネジャーにご相談ください。

## ○サービスを利用できる方

### ①65歳以上の方

入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、いつも介護が必要な場合（要介護状態）、あるいは、いつも介護が必要とまではいかなくても、家事や身じたくなどの日常生活に手助けが必要な場合（要支援状態）と認定されたら、介護保険のサービスを利用することができます。

### ②40歳～64歳の医療保険に加入している方

老化に伴う病気（脳血管疾患や認知症などの16種類の特定疾病）によつて要介護状態や要支援状態と認定されたら、介護保険のサービスを利用することができます。

## ○利用者負担は1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）

介護サービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の1割（又は2割又は3割）が利用者の負担となります。ただし、1か月の利用者負担が一定額（＊）を超える場合は、区役所に申請して、超えた額（高額介護サービス費）の払い戻しを受けることができます。

（＊）世帯の市民税の課税状況などにより、15,000円～140,100円

## 保険料の滞納にご注意ください

### ○納期限から1年以上保険料を納めないと・・・

介護サービスの費用をいったん全額自己負担する必要があります。（ただし、後日、区役所に申請すれば、9割（又は8割又は7割）が払い戻しされます。）

### ○納期限から1年6か月以上保険料を納めないと・・・

払い戻しされる9割（又は8割又は7割）の支払が一時差し止められたり、滞納保険料に充てられたりする場合があります。

### ○納期限から2年以上保険料を納めないと・・・

サービス利用の際に未納期間に応じて、自己負担が3割（又は4割）になります。また、3割（又は4割）となる期間中は、高額介護サービス費の支給や食費・居住費の負担軽減を受けることができません。

かいごほけん さーびす りょう ようかいごにんてい う ひつよう  
○介護保険のサービスを利用するには、まず要介護認定を受ける必要があります。

ようかいごにんてい しんせい  
**①要介護認定の申請**

まどぐち 「えがおの窓口」や「あんしんすこやかセンター」に、申請書の取り寄せ  
しんせい てつづ いらい や申請の手続きを依頼されると便利です。

にんていちょうさ  
**②認定調査**

し いたく う ちょうさいん かてい にゅういんさき うかが からだ  
市から委託を受けた調査員がご家庭や入院先へお伺いし、お体の  
じょうきょう ぜんこくきょうつう こうもく き と ちょうさ おこな  
状況など全国共通の74項目について聞き取り調査を行います。

しゅじいいけんしょ  
**③主治医意見書**

かかりつけ医に、意見書を作成してもらいます。(神戸市から依頼します)

かいごにんていしんさかい  
**④介護認定審査会**

せんもんか しんさかい ていど かいご ひつよう しんさ はんてい  
専門家による審査会が、どの程度の介護が必要かを審査・判定します。

にんてい けっかつうち  
**⑤認定・結果通知**

かいごにんていしんさかい はんていけっか ほんにん ぶんしょ つうち  
介護認定審査会の判定結果を、ご本人に文書で通知します。

かいごさーびす りょう  
**⑥介護サービスの利用**

ようかいご ぱあい まどぐち ようしえん ぱあい  
要介護1~5の場合、「えがおの窓口」、要支援1・2の場合は「あんしんすこやかセンター」に依頼  
けあぶらん さくせい さーびす りょうちゅううせい よやく おこな  
して、ケアプランの作成、サービスの利用調整や予約などを行ってもらいます。あんしんすこ  
やかセンターは、お住まいによって担当が決まっています。

かいごほけんせいでし  
**●介護保険制度が知りたいときは(しくみ、手続き、えがおの窓口の情報など)**

こうべしそうごう こーるせんたー にほんご  
神戸市総合コールセンター(日本語)

☎078-333-3330

こうべしかいごほけんか にほんご  
神戸市介護保険課(日本語)

☎078-322-6228

にんていちょうさ さい つうやく ぼらん てい あ はけん う  
**●認定調査などの際に、通訳ボランティアの派遣を受けるには**

にほんご いしそつう こんなん かた しんぞく つうやく えんじょ かた  
(日本語による意思疎通が困難な方で、親族などの通訳などの援助がない方)

はけんだんたい  
**派遣団体**

かんこく ちょうせんご とくていひえいりかつどうほうじん こうべていじゅうがいこくじんしえんせんたー  
〔韓国・朝鮮語〕特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター

☎612-2402

ちゅうごくご とくていひえいりかつどうほうじん こうべていじゅうがいこくじんしえんせんたー  
〔中国語〕特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター

☎612-2402

とくていひえいりかつどうほうじん たげんご  
〔中国語〕特定非営利活動法人 多言語センターFACIL

☎736-3040

べとなむご ゆめ  
〔ベトナム語〕ベトナム 夢 KOBE

☎736-2987

とくていひえいりかつどうほうじん こうべていじゅうがいこくじんしえんせんたー  
〔ベトナム語〕特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター

☎612-2402

ぼるとがるご かんさい  
〔ポルトガル語〕関西ブラジル人コミュニティ

☎222-5350